

第10回社会福祉法人の在り方等に関する検討会	資料5
平成 26 年 4 月 21 日	

平成 26 年 4 月 21 日

第 10 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会

ヒアリング資料

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 組織概要

- 社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づき、すべての都道府県と市町村に設置され、地域住民や福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな福祉活動を行っている社会福祉法人たる非営利の民間組織です。
- 全国社会福祉協議会（全社協）は、これら社協の中央組織として全国各地の社会福祉関係等組織（社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、福祉団体、行政等）とのネットワークにより、福祉サービス利用者や福祉関係者の連絡・調整や活動支援、諸制度改善への取り組みなどをもって、わが国の福祉増進に努めています。
- 社会福祉法人・福祉施設関係においては、内部組織として全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協。全国で約 7,000 の社会福祉法人が加入。）および社会福祉施設協議会を有し、社会福祉法人の経営基盤の強化や福祉施設の活動支援を行っています。
- また、全社協の前身の中央慈善協会は、明治 41 年 10 月 7 日に設立され、昭和 26 年の社会福祉事業法制定により中央社会福祉協議会に改組し、その後全国社会福祉協議会と改称し、現在までに 100 年余の歴史にあります。

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

- 社会福祉法人は、制度に基づく社会福祉事業や財源の裏付けがある事業の実施にとどまらず、生活困窮者の生活支援をはじめとする地域の諸課題に積極的かつ先駆的に取り組んでいくことが必要であると認識しており、社会福祉法人が有する専門職人材や施設等資源を生かした事業、セーフティネット関連事業、災害時の支援活動など、地域への貢献活動を一層はかっていくべきと考えています。
- 市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として位置づけられており、地域の多様な福祉課題に応じた相談支援活動や社会福祉法人の地域の貢献活動の促進を含め、多様な福祉活動のネットワーク化や社会資源の開発に一層役割を果たすことが重要であると考えています。

- 本会では、全国の社会福祉法人と社会福祉協議会が、制度の狭間にある諸課題に目を向け、積極的に取り組んでいくよう、全国経営協や社会福祉施設協議会の会員、市区町村社会福祉協議会に対して強く働きかけてきています。

【全国社会福祉協議会の主な取り組み】

全社協では、全国の社会福祉協議会・社会福祉法人が、制度では対応できない新たな生活課題・福祉課題へ積極的に取り組むよう、働きかけています。

①「全社協福祉ビジョン 2011」（2010年12月）

新たな生活課題に対応するため、制度外の福祉サービス・活動への取り組み強化を提案。全社協の構成組織が今後取り組むべき行動指針を申し合わせ、社会に公表し、社協等組織に働きかけています。

②「社会福祉法人アクションプラン 2015」（2011年7月）

全国社会福祉法人経営者協議会の会員法人が、社会福祉法人としての使命に基づいてより充実した経営展開ができるよう、平成23年度～平成27年度「中期行動計画」を策定し、取り組みを働きかけています。

③「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」（2012年10月）

社会福祉法人がその社会的役割を再認識し、強い危機意識をもって新たな生活課題・福祉課題に取り組む必要があるとの認識のもと、取り組むべき具体的な内容や推進体制のあり方について提言し、社会福祉法人・福祉施設へ働きかけています。

④「社協・生活支援活動強化方針」（2012年10月）

今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について、「行動宣言」と「アクションプラン」を示し、とくに生活困窮者支援の総合相談等に取り組むよう、働きかけています。

⑤「全社協福祉ビジョン 2011 実践事例集」（2013年3月）

社会福祉法人において、上記①③を具体化していくため、取組事例および活動のポイント・工夫点等を紹介し、全社協ホームページでも公開しています。

- 今後は、社会福祉法人の個々の取り組みのみならず市区町村社会福祉協議会との協働による取り組みや広域的な連携・協働の取り組みに向けて都道府県社会福祉協議会がコーディネータ的な役割を果たすことができるよう、積極的な働きかけを進めていきたいと考えています。

- この間、各社会福祉法人においては、さまざまな公益的な取り組み（「更なる取組」）が行われてきましたが、地域住民や国民の理解と支持をいただくために、一層の情報公開に努めていく考えです。
- 一方で、社会福祉法人が、社会福祉事業の枠を超えて、制度に拠らない取り組みをすすめるためには、①定款に記載のない事業に対する過度な行政指導の是正、②措置施設をはじめとする資金使途の制限の緩和などの条件整備が必要です。

3. 社会福祉法人の組織について

- 社会福祉法人が自律的に必要な事業を展開することができるよう、社会福祉法人審査基準、定款準則は、基本にかかわる事項に重点化し、社会福祉法人の裁量の幅を拡大すべきと考えます。
- また、社会福祉法人の経営体制の強化を図るためには、役員等（理事・監事、評議員）へ報酬を支出することが可能であることをあらためて明確化することが必要です。また、小規模な法人であっても法人本部（事務局）機能の強化が不可欠ですが、法人本部に要する費用は、各事業の収支差額を繰り入れて充てる現状の制度では対応に限界があり改善が必要です。
- 社会福祉法人経営においては、ガバナンスの強化をはかることは重要な課題であり、全国および都道府県段階で経営にかかる各種研修を実施する等を通じてその取り組みを進めています。
- 関連して、本会では、福祉施設長に求められる今日的な役割・機能を踏まえて全国経営協ならびに関係社会福祉施設協議会、関係部・所連携のもと、民間資格たる福祉施設長資格の再構築に向けた検討を進めます。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

- 全国に約 19,000 が存在する社会福祉法人は、地域の実情や福祉ニーズに応じて配置され、地域に根ざした活動を展開してきました。今後の経営環境の変化に対応し、社会福祉法人の効率的な経営とサービスの質の確保、公益的な取り組みの一層の促進を一体的にすすめるため、事業規模の拡大や法人合併など様々な方策が検討されていますが、当面、複数法人が協働で事業展開することが現実的であると考えられます。
- 特に、高齢者介護にとどまらない地域包括ケア体制の整備に向けては、複数法人での協業化・ネットワーク化による取り組みが必要であると考えており、今後、具体的な取り組み例等を整理して普及に努めてまいります。
- なお、「複数の法人を社員とする統括法人の仕組み（社团的連携）」については、持ち分のない極めて公益性の高い非営利法人である社会福祉法人制度の根幹を毀損するような見直しにつながることはならないと考えます。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- 社会福祉法人は、その主体的な取り組みとして自法人のホームページや広報誌等の媒体を通じて、積極的な情報公開を行い、透明性の高い法人経営を実現しなければなりません。
- 社会福祉法人に対する一層の理解と支持を得るためには、財務諸表にとどまらず法人の理念や事業内容、公益的な取り組みの実施状況のほか、法人の中・長期計画やそれに基づく資金計画等もあわせて積極的に公開していくことが必要と考えています。
- 本会では、引き続き、全国経営協ならびに社会福祉施設協議会の会員に対して社会福祉法人による積極的かつ適正な情報公開を働きかけていきます。

6. 適切な指導監査について

- 社会福祉法人は、法に基づいて所轄庁による指導監査が行われていることから、当該指導監査が適切に行われることが基本になると考えます。現状では、指導監査の権限が一般市に移譲されており、指導監査の内容に相当のばらつきが生じています。また、指導監査のあり方として、重複や過度に子細な指導は避け、公益法人としての本質的ルール遵守のチェックに重点化するべきです。このため、法定受託事務の趣旨にも鑑み、指導監査にあたる行政担当官への指導をはじめ、適切な指導監査が行われるような措置を講じてください。
- 加えて、指導監査と第三者評価、利用者のサービス選択に資するための情報提供の取り組みについて、それぞれの機能と役割をあらためて整理すべきと考えます。第三者評価は、制度創設時の趣旨に立ち返る必要があり、事業者によるサービスの質向上の取り組みを支える仕組みとしての位置づけを明確化し、指導監査の代替としてとらえることや、受審の義務化は適当ではありません。
- 第三者評価は、受審促進と評価結果の公表を飛躍的にすすめるべきであり、受審促進の支援策の充実、評価機関や評価調査者の育成や質の向上のための取り組みの支援策の充実が必要です。

7. 福祉人材の確保について

- 今後、必要となる福祉人材を養成確保するためには、国において介護・福祉人材のグランドデザインを描くとともに、養成計画(再就業の促進を含む)及び処遇の改善について国家的計画によって推進すべきと考えます。また、人材確保難の主因のひとつとして、介護・福祉業界に対するマイナスのイメージが定着していることがあげられ、官民あげて関係団体・機関等が協働してイメージアップの取り組みを進めていく必要があると考えます。

- 本会では、福祉の職場に働く職員の一層の処遇向上が必要であると認識しており、全国経営協や社会福祉施設協議会との連携の下、社会福祉法人経営者の意識啓発に努めるとともに、各法人のホームページ等において法人理念やキャリアパス（賃金、昇給の仕組み、賞与等の待遇を含む）の具体例等を明示する等、人材確保に資する取り組みを働きかけていきます。また、小・中学校、高等学校等との一層の関係強化をはかり、出前教室や体験学習の受け入れ等に積極的に取り組みます。
- 市区町村社会福祉協議会では、これまでも地域の福祉施設、学校、自治会・町内会などと連携して、子ども、勤労者、高齢者など幅広い層に向けて福祉への理解づくりやボランティア活動などの福祉活動への参加推進を図ってきたところですが、こうした活動を一層発展させるとともに、福祉人材育成のための社会福祉法人間の連携事業の推進などに取り組めます。